

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	楊 峻懿
論文題目	海を越える「水産知」——近代中国における水産人材の育成とその活動		
(論文内容の要旨)			
<p>東アジアにおいて漁業の近代化を最初に実現したのは日本であった。その際、重要な役割を担ったものの1つに農商務省水産講習所がある。そこで実施・展開された水産教育は、学制・授業科目ともに明確に定められ、単に水産先進国であったノルウェーをはじめとするヨーロッパ諸国の知識の受け売りではなく、新たに日本で再構築しなおされた日本独自の「学知」を伝えるものであった。本論文でいう「水産知」とは、かかる「学知」は勿論、水産に関わる様々な技術や生活スタイルなども含んだ総合的なものであり、それが清末民国期の中国人留学生を通じて、日本から中国へと伝えられたのであった。</p> <p>本論文では、明治日本の水産業の発展を横目に見ながら、清末民国期の中国政府が留学生を通じていかに日本の「水産知」を受容・吸収し、水産政策・教育を模倣し、中国自身の水産教育・水産業に着手・反映させたのか、水産業の重要性を認識した中国政府や、育成された水産人材がいかなる活動を展開したのかを明らかにしている。</p> <p>本論文は序章、第1章～第5章、終章から成る。第1章と第2章では、清末民国期の水産学校における教育状況、第3章と第4章では、そこで育成された水産人材の具体的な活動、第5章では、1945年以降の中国における水産事業の復興およびそこで認識された課題について、それぞれ詳細に検討を加えた。</p> <p>序章「日本における近代的「水産知」の蓄積と中国」では、明治日本の農商務省水産講習所において行われた水産教育を整理し、「水産知」の意味について定義を施すとともに、先行研究を分析した後、本論文における問題関心の所在と研究の方法、使用する史料などについて解説を行った。</p> <p>第1章「清末民国期の水産教育と直隸水産講習所」では、中国初の水産学校である直隸水産講習所を取り上げた。清末に多くの知識人・実業家は日本の水産教育・水産業を視察した後、これを模倣して中国の水産教育を起こした。1910年、天津に創設されたこの講習所は、日本の農商務省水産講習所をモデルとした。しかし当時、中国にはいまだ水産教育に携わる人材がいなかったため、4名の日本人教員を招聘して水産教育を担当させ、人材育成にあたらせた。本章では、講習所の教員の履歴、カリキュラム、育成された主な水産人材、および彼らの卒業後の活動を明らかにした。</p> <p>第2章「民国初期における江蘇省立水産学校の人材育成への模索」では、上海の江蘇省立水産学校を俎上に載せ、直隸水産講習所と比較しながら、水産人材の育成の特色について検討した。直隸水産講習所では日本から直接に教員が招かれたのに対し、江蘇省立水産学校では、まず学生を日本に派遣し、彼らの帰国を待って水産教育を開始した点に特徴がある。その後も優秀な卒業生を日本の水産教育機関へと派遣し研究を行わせた。</p>			

1920年代には留学生が次々と帰国し、母国の水産学校や水産科に教員として採用され、次世代の水産人材を養成するなど、水産界の中核を担うようになったことを指摘した。

第3章「1930年代江蘇省の海賊問題に対する政府の対応と漁民武装自衛」では、1930年代に問題となった中国人の海賊問題を取り上げた。第1世代・第2世代の水産人材は水産学校卒業後、水産教育機関のみならず、政府機関においても重要な職位を担い、水産界で指導的な役割を果たした。彼らは水産政策や水産行政は勿論、現場の漁民の問題にも着目するようになった。当該時期少なからぬ漁民が生活困難に直面し、漁場の秩序が崩壊し、最後には海賊となって、政府の注目を集めていた。海賊問題は最終的には「漁民自衛」という漁民自身の武装化によって解決が試みられたことを明らかにした。

第4章「1930年代の中国における水産教育の変遷」では、水産人材による漁民の救済・教育について検討した。海賊などの影響を受けて漁村が破産的な状況に陥っていたなか、江蘇省政府は水産人材と協力して漁民の生活にまで配慮するようになり、秩序の危機的状況の打開、生活の救済、漁業の重視に重点を置いた事業を展開した。また江蘇省如皋県を取り上げながら、該地の漁民に実施された生活改善、水産人材による教育活動の実態を掘り起こした。

第5章「1945年以降の中国における水産事業の復興と漁民救済」では、戦前に育成された水産人材の活動、水産業・水産教育の復興状況、そこに内包された腐敗などの諸問題を分析した。具体的には、復員軍人を対象とした中央訓練団水産技術人員訓練班、国連が中国に支援した動力船を使用しつつ新たな人材を育成した漁業技術人員訓練所などを取り上げた。そこでは救済物資の分配など復興事業が進められたものの、それらを横流しして私腹を肥やすなど、不正が横行し、復興が進まない実態を明らかにした。

終章「近代東アジアにおける水産人材の流動と「水産知」の伝播」では、本論文で検討した近代中国における水産教育の実態を総括した後、日本の植民地統治下にあった台湾や朝鮮の事例にも触れながら、日本の「水産知」がいかに東アジアに展開したかについてまとめを行った。

以上のように、本論文は、近代中国における日本の「水産知」の伝播・受容・定着の過程を、水産・漁業史、留学生史、政治史に跨がった学問横断的なかたちで位置づけたものである。

(続紙 2 )

(論文審査の結果の要旨)

現代中国の食糧安全保障を考える時、肉類だけでなく、魚類からもタンパク質を安定的かつ継続的に獲得することは、重要な課題であるといつてよい。これまで歴史学の分野では、第1次産業のうちの農業や林業、工業・製造業などの第2次産業には十分に関心が払われてきたが、漁業についてはあまり関心が払われてこなかった。特に中国史では、漁業は歴史の片隅に追いやられ、ほとんど顧みられることがなかった。そこには必ずしも現代の研究者の関心の薄さだけでなく、歴史的にも文字を駆使する知識人層が漁業に関心を示してこなかったという史料上の制約も存在した。

かかる研究動向にあつて、本論文は文献史料が比較的多く、光をあてやすい近代中国の漁業に目を向け、清末民国期（具体的には1910～49年）の中国漁業がいかにか近代化を図り、どのような問題に直面し克服しようとしたのかなどについて詳細な検討を行った。それは単に歴史の空白を埋めることだけでなく、農本主義的な大陸国家であった中国が、いつ頃かからいかに海洋へ、すなわち水産・漁業に本格的に乗り出すようになったか、それを可能にした人材の育成はどのように行われたのかを、中国一國史としてだけでなく、日本や当時日本の植民地であった台湾や朝鮮をも視野に入れて論じた。申請者は「水産知」という新概念を提出し、その伝播の分析を通じて、東アジアにおける一種の学知・技術・文化交流の歴史を解明しようと試みた。

以下では、こうした問題関心を有し、主に文献史料を読解・分析しながら執筆された本論文の評価について若干の点を整理しておく。

第1に、史料上の制約が大きく、史実の解明がなかなか進められなかった近代中国の水産・漁業史研究を大幅に前進させたことである。それは上海図書館、上海海洋大学、東京海洋大学、北海道大学水産学部などに眠っていた多数の文献史料の発掘・整理・読解を基礎作業として進められ、また関係者の子孫へのインタビューなどによって補充された。本論文を読めば、これほどの文献史料が関係機関に所蔵されていたのかと驚くほど丁寧な探索が行われ、実際に興味深い史料群の発掘に成功している。

第2に、「水産知」という新概念を用いることで、単に政治史、制度史、教育史の枠組みに止まらず、現実の場における生活改善をも視野に含めた生活史への挑戦を試みたことである。漁民の生活改善がどこまで成功したかは十分には判明していないが、政府が漁民の生活実態を把握しようとし、改善に取り組んだ事実を明らかにすることで、生き生きとした漁民の生活の一端を掘り起こすことができた。

第3に、これまで清末民国期の留学生を扱った論文・書籍は少なくないが、多くの場合、帰国後の留学生はいかに行動したか、彼らの帰国によって一体何が齎されたのか不明であった。しかし本論文では、水産関連の留学生について個々人の履歴を丹念に追い求めることで、彼らのうち少なくない人々の「その後」が解明され、中国の水産教育・水産行政に果たした役割の一部を明らかにできた。歴史の闇に埋もれてしまいそうな留学生たちの事蹟を掘り起こし、丁寧に復原することで、中国における漁業の近代化と留学生との関係を鮮明に描き出した。

以上のような独創性を有する本論文が、中国近代史研究に大きく寄与することは間違いない。現代中国において日本を追い越すほどに極めて重要な産業へと成長を遂げた水産・漁業の歴史の基礎的な部分を築くことに成功しており、今後とりわけ中国の水産・漁業史を研究する者にとっては、必ずや参照せねばならないものであるといえるほど画期的なものとなっている。十分に出版に堪えうると評価できる。

ただし本論文にも問題がないわけではない。文献史料をより精緻に読み込み、実証の度合いを高める必要のある部分もある。また1949年までの状況をやや安易に現代に繋げている部分もあり、今後の申請者の研究の進展に俟つよりほかにない。

しかしそれらは決して本論文の価値を下げるものではなく、むしろ伸びしろとして今後の研究に期待できることを意味している。以上の諸点から判断して、本論文は博士学位論文として大いに評価に値するものと認めることができる。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和4年8月1日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降